

京都市路上喫煙等防止啓発推進員の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 京都市路上喫煙等の禁止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第2条に規定する路上喫煙等監視指導員の業務（ただし、規則第2条に規定する過料の処分及び徴収を除く。）を支援するため、路上喫煙等防止啓発推進員（以下「啓発推進員」という。）を置く。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(路上喫煙等防止啓発推進員)

第3条 啓発推進員は、本市職員の中から、市長が任命する。

2 啓発推進員は、路上喫煙等の禁止等に係る啓発活動、調査活動その他の関連する業務を行う。

3 啓発推進員は、前項の業務を行うときは、路上喫煙等防止啓発推進員証（第1号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

		第	号
路上喫煙等防止啓発推進員証			
写真	所 属		
	氏 名		
		年	月 日生
上記の者は、京都市路上喫煙等防止啓発推進員の設置に関する要綱第3条第1項に規定する路上喫煙等防止啓発推進員であることを証明します。			
年 月 日			
京都市長			印